

電子委任状法施行状況検討会 第1回

電子委任状法の施行状況について

2023-08-16 デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

目次

1. 電子委任状取扱業務の認定状況について
2. 電子委任状の利用場面
 1. 電子委任状取扱業務
 2. その他の電子委任状
3. 国等の責務に係る取組の概要
 1. 広報
 2. 調査研究

1. 電子委任状取扱業務の認定状況について

1.1 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）

● 電子委任状取扱業務の認定制度（第5条）

- 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、その業務の実施の方法が基本指針において定められた事項に適合していること等の認定を受けることができる。
- 基準を満たしている電子委任状取扱事業者の認定を行うことにより、実在する法人の代表者の意思に基づいて委任が行われたこと、第三者による改変等が行われていないこと、セキュリティ基準等について担保された、信頼性の高い電子委任状が流通すると考えられる
- これまでに6社9業務の認定を実施（令和5年8月現在）
 - 電子証明書方式6業務、委任者記録ファイル方式1業務、取扱事業者記録ファイル方式2業務
 - 電子委任状取扱業務の認定の一覧（次ページ）
- e-Tax、eLTAX、GEPS（電子入札システム）等の行政手続、企業間の電子契約等において利用可能

1.1 電子委任状取扱業務の認定

認定電子委任状取扱業務の名称	業務を行う者	方式	認定日
SECOM Passport for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	電子証明書方式	平成30年6月27日
e-Probatio PS2サービス	NTTビジネスソリューションズ株式会社	電子証明書方式	平成30年6月27日
TDB 電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	電子証明書方式	令和元年10月11日
DIACERT サービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	電子証明書方式	令和元年12月17日
DIACERT-PLUS サービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	電子証明書方式	令和元年12月17日
マイナトラスト電子委任状 [委任者記録ファイル方式]	株式会社サイバーリンクス	委任者記録 ファイル方式	令和2年7月14日
マイナトラスト電子委任状 [取扱事業者記録ファイル方式]	株式会社サイバーリンクス	取扱事業者記録 ファイル方式	令和2年7月14日
AOSign サービス	日本電子認証株式会社	電子証明書方式	令和3年8月20日
e-Probatio PoAサービス	NTTビジネスソリューションズ株式会社	取扱事業者記録 ファイル方式	令和4年12月1日

2. 電子委任状の利用場面

2.1 電子委任状の利用場面

対行政機関の利用

BtoG

(認定電子委任状取扱事業者の電子委任状が利用可能)

- e-Taxにおける利用
- eLTAXにおける利用
- 政府電子調達 (GEPS) における利用

(独自システムによる電子委任状が利用可能)

- 総務省 電波利用
電子申請・届出システム
- 等

CtoG

(電子委任状法第2条の定義外の電子委任状も含む)

(独自システムによる電子委任状が利用可能)

- 地方自治体の手続における電子委任状利用
(独自システムによる)

等

ビジネス間の利用

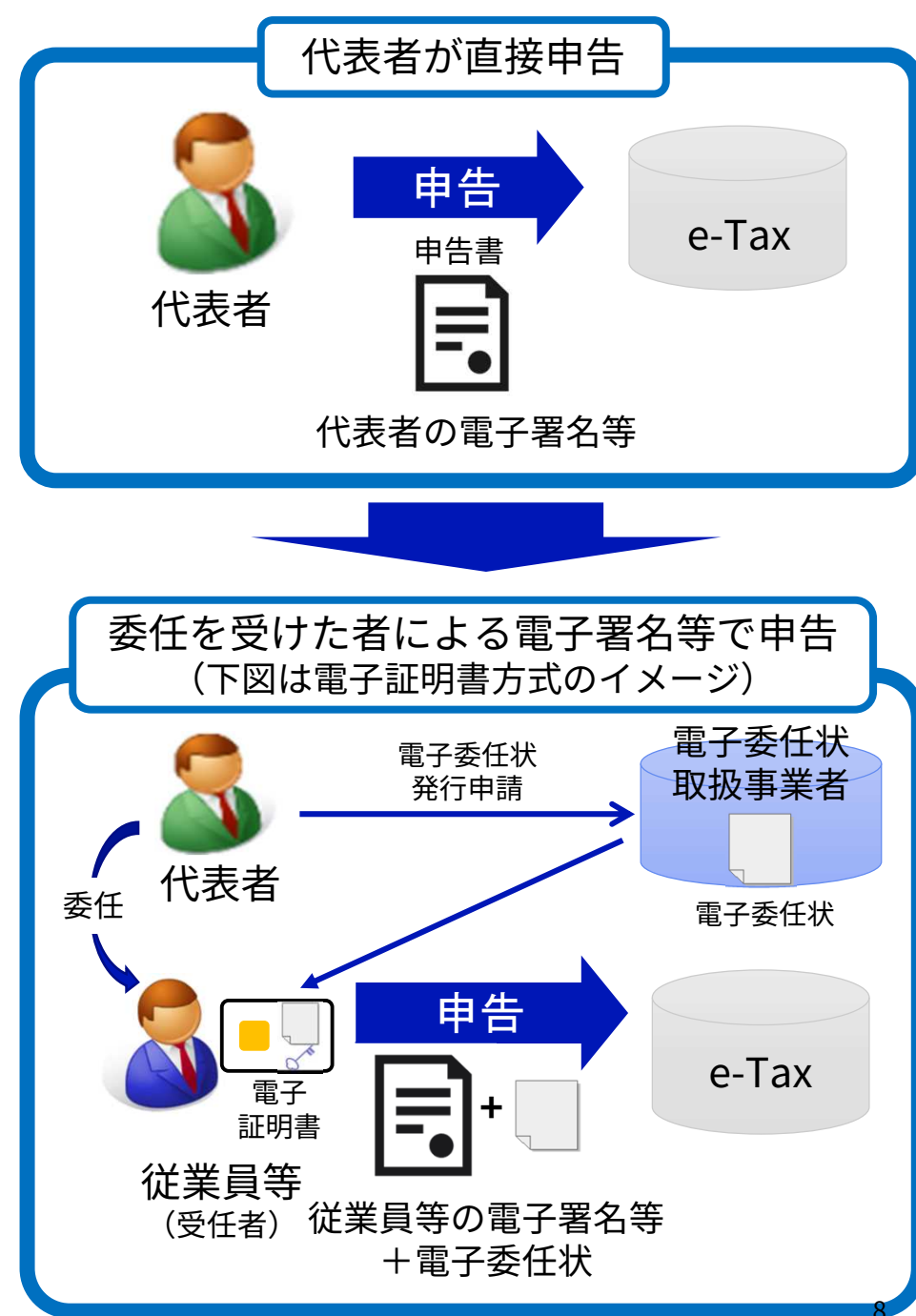
BtoB

- 企業間の契約締結等における利用
- 企業内における電子委任状の利用 (inB)

等

2.1 e-Taxにおける電子委任状の利用

- 平成30年度税制改正により「申告書の電子情報処理組織による提出義務」が創設
- 法人が申告を行う場合には、代表者の電子署名等が必須となった
- 平成30年4月から委任を受けた者（従業員等に限る）による電子署名等で法人税申告書等を送信することが可能となった（代表者の電子署名等は不要）
- 令和2年1月6日より電子証明書方式（認定電子委任状取扱事業者のもの）、委任者記録ファイル方式（e-Tax独自システムのもの）に対応し、法人の役員又は職員による電子申告が可能となった



2.2 政府電子調達（GEPS）における電子委任状の利用

- 政府電子調達（GEPS）において、電子委任状を用いることにより、法人の代表者が社員等に入札の権限を委任することが可能
- 認定電子委任状取扱事業者が取り扱う、基本指針に定める3種類の電子委任状方式全てに対応（電子証明書方式、委任者記録ファイル方式、取扱事業者記録ファイル方式）
 - 2業務については、マイナンバーカードを用いた代理人登録が可能
- 「マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度」により、マイナンバーカードを用いて入札を行った事業者は、情報システムに係る調達等において評価を得ることができる



2.2 電子入札システム（GEPS）における電子委任状の利用

情報システムに係る調達等における評価制度の導入

- 令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議で決定した「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、令和2年4月より、情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの普及実績等を評価する仕組みを導入することが決定。
- これを受けて、実施要領に係る各省協議を経て、令和2年3月6日のCIO連絡会議において、マイナンバーカードの利活用を推進している事業者やマイナンバーカードを用いて電子入札に参加する事業者を評価することが決定。
- 実施期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日。
- 実施期間については、令和7年3月31日まで延長。
（マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度の実施要領（令和5年3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定））

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に係る方針 （令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

2. マイナンバーカードの健康保険証利用（3）企業の総務事務の効率化の促進等

企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。さらに、マイナンバーカードの民間活用等を通じて社員の健康管理への活用等が促進されるよう、モデル事業等を行う。

また、マイナンバーカードの社員証等の各種証明としての活用が促進されるよう、利用手続の簡素化等を実施するとともに、令和2年11月頃より、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化を開始できるよう取組を推進する。

あわせて、令和2年4月より、情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの普及実績等を評価する仕組みを導入する。

2.3 その他の電子委任状：地方自治体における電子委任状の利用

- 一部の自治体において、独自システムによる電子委任状を利用した代理申請が利用可能
- 自治体における電子委任状の利用実態については現在調査、整理中であり、第二回検討会において報告予定
- 国に取り組んで欲しい点等について、検討材料とするため、ヒヤリングを実施予定

The screenshot shows a web page titled '申請・届出の総合窓口' (Application and Submission Summary Window). The page has a blue header with the title and a 'サイトマップ' (Site Map) link. Below the header, there is a breadcrumb trail: '新潟市ホーム > 申請・届出の総合窓口 > 代理申請をする'. The main content area is divided into two columns. The left column has two sections: 'はじめての方へ' (For first-time users) with links for '利用できるサービスは?' (Which services can be used?), 'サービスを利用するには?' (How to use the service?), '利用規約' (Terms of use), '個人情報の取り扱い' (Handling of personal information), and 'サービスを疑似体験してみる' (Try the service virtually); and '電子申請をされる方へ' (For those applying electronically) with links for '申請者情報を登録する(任意)' (Register applicant information (optional)), 'パスワードを変更する' (Change password), 'パスワードを忘れた方' (Forgot password), '申請者情報を変更する' (Change applicant information), '申請者情報を削除する' (Delete applicant information), '申請状況を確認する(汎用申請)' (Check application status (general application)), '申請状況を確認する(かんたん申込み)' (Check application status (easy application)), and '代理申請をする' (Apply as a proxy). The right column has a section titled '代理申請をする' (Apply as a proxy) with a text block explaining that electronic application (「汎用申請」) is possible for some procedures if authorized by the applicant, and a note that creating electronic records is restricted. Below this is a section titled '電子申請における代理人とは' (Who is the proxy in electronic application) explaining that the proxy is the authorized person who applies on behalf of the applicant, and that a proxy application form or a paper proxy form must be submitted along with the application.

3. 国等の責務に係る取組の概要

3.1 国等の責務に係る取組の概要

電子委任状法第4条（抜粋）

（国等の責務）

- 第四条 国は、**広報活動等**を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。
- 2 国は、**電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析**を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して**当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供**するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、**自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進**に努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、**情報の提供その他の必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。

広報等

- 雑誌等への掲載
- 講演の実施

調査研究 (調査結果の反映)

- 調査研究の実施
- 調査研究の成果の反映
 - 電子委任状の普及のために必要な課題を整理
 - 基本指針解説の改定等

各種システム 対応

- e-Taxへの対応
- GEPSにおける委任者記録ファイル方式、取扱事業者記録ファイル方式への対応等

3.2 広報等の取組

雑誌等への掲載

- 日経コミュニケーション 2017年7月号
- LexisNexis Business Law Journal No.119 2018年2月号
- Law & Technology No.79 (2018年4月号)
- 月刊IM (日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 機関紙) 2018年9月号 等

講演等の実施

- 行政書士会における講習への講師出演 (VOD講習)
- 東京税理士会における講演
- JIIMAセミナー



文書情報管理士・文書情報マネージャー 認定団体
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

📧 お問い合わせ 🏠 アクセス ➡️ 入会案内 🗺️ サイトマップ English 🔍

TOP 文書情報マネジメントとは JIIMA認定の資格 JIIMA認証制度 JIIMAの活動 機関誌IM 委員会活動 JIIMAについて

展示会・セミナー

🏠 TOP / 展示会・セミナー / JIIMAセミナー「働き方改革を加速するデジタルドキュメント」(東京)

JIIMAセミナー「働き方改革を加速するデジタルドキュメント」 (東京)

📅 2018.03.29

—昨年、政府は「働き方改革実現推進室」を設置し、国をあげて働き方の改革への取り組みを始めました。その中で、効率よい作業環境の実現のために文書情報管理が欠かせないことに注目が集まっています。昨年10月に東京ビッグサイトで開催された「eドキュメントJAPAN」*の展示会及びフォーラムへの来場者アンケートでも、およそ半数が働き方改革へ関心を持っていることが分かりました。

「働き方改革を加速するデジタルドキュメント」をテーマにした特別講演や実践事例など、非常に興味深い内容のセミナーです。是非、ご来場ください。

*「eドキュメントJAPAN」は今年から「デジタルドキュメント2018」(10月開催)と改称しスタートします。

3.3 調査研究

電子委任状法に関する調査研究

⇒ 実施した調査研究の成果は、普及に向けた課題の解決、基本指針解説の改定等に活用

法成立前

国の調達手続及び電子私書箱における属性認証の実現に向けた調査（平成27年度）

法成立後

電子委任状の円滑な運用開始に当たっての諸課題に関する調査研究（平成29年度）

電子委任状の利便性向上に関する調査（平成31年度（令和元年度））

電子委任状を活用した各種行政手続の普及促進に係る調査（令和2年度）

3.3 調査研究

電子委任状の円滑な運用開始に当たっての諸課題に関する調査研究（平成29年度）

- 電子委任状法の運用に向けた、運用面・システム面等の課題を抽出
- ユースケース調査、関係者のヒヤリング、検討会等を通じて課題への対応方策を検討

⇒ 検討結果を元に基本指針・基本指針解説を策定

電子委任状の利便性向上に関する調査（平成31年度（令和元年度））

- 各種行政手続における委任事項等の標準化についての調査
- マイナンバーカードを用いて電子委任状を発行・利用する際の仕様の検討
- 取扱事業者記録ファイル方式で作成された電子委任状の有効性を確認するための仕様の作成

⇒ 検討結果を元に基本指針解説の改定を実施、
電子委任状の標準フォーマット、マイナンバーカードを活用する方法等を明記

電子委任状を活用した各種行政手続の普及促進に係る調査（令和2年度）

- 電子署名や電子契約を活用した各種手続の業務効率化に向けた取組
- 電子委任状を行政手続きにおいて効果的に活用するためのモデルの調査・検証環境の構築

⇒ 取扱事業者記録ファイル方式の課題を解決、同方式の初認定へ

デジタル庁
Digital Agency